

フランス革命期における女性の権利

——フランス女権史研究・序説——

一 序——フランス女権史の特徴と課題——

- (1) フランス革命と女性の未解放
- (2) フランス女権史の特徴——女性参政権の展開にみる「遅れ」
- (3) フランス女権史研究の課題

二 フランス革命期における女性の法的地位

- (1) 革命前夜の女性の法的地位と革命期法制の展開
- (2) 「人権宣言」と女性の市民的・政治的権利
- (3) 「女権宣言」と女性の権利要求の展開

三 女性参政権をめぐる議論

- (1) コンドルセの女性参政権論
- (2) その他の女性参政権論——ウィリアムスとギュヨモール
- (3) 議会における反対論

四 小括

辻村みよ子

一 序——フランス女権史の特徴と課題——

(1) フランス革命と女性の未解放

一七八九年のフランス人権宣言は、その第一条で「人は、自由、かつ権利において平等なものとして生まれ、生存する」と規定し、すべての人間の自由・平等を宣言した。しかし、実際には、この人権宣言によって、女性が男性と同等の権利を獲得したわけではない。後にみるように、フランス革命期の諸法制は、女性の「人間としての権利」(自然的権利)を制限し、「市民としての権利」(とりわけ政治的権利)を拒みつづけた。

この人権宣言の正式名称である「人 (homme) および市民 (citoyen) の権利宣言」とは、男性と男性市民の権利宣言のことにすぎないと、後にみる「女権宣言」「女性 (femme) および女性市民 (citoyenne) の権利宣言」の起草者やその後のフェミニストたちによって、非難されてきた所以である。

実際、近代市民革命としてのフランス革命は、特権社会の軛からの身分的解放を達成して等質的な市民社会を確立した。と同時に、封建社会から資本主義社会への転換を画したブルジョア革命としてのフランス革命は、ブルジョアジーの経済的・政治的支配の確立の蔭に、やがて被支配階級を形成せしめ、無産大衆を隷属的な地位に置く。ここでは、女性は、男性支配型の市民社会において、絶えず従属的地位を強いられ、社会の真の主体であることを否定され続けるだけでなく、資本主義の進展のなかで、性差別に加えて階級的な差別のなかに追いやられる。こうして、フランス革命において二重の差別のもとに放置された女性たちの解放には、その後の長い闘いを必要とした。このことは、一七一―一八世紀に、同じく近代市民革命を経験したイギリス・アメリカなどの先進諸国においても、同じであった。

とりわけ、他国に先がけて、一七九一年に「女権宣言」が発表され、大革命期以降も自覚的な女性の権利要求が

展開されたフランスでは、その自覚の早さとその後の民衆運動の経験にも拘わらず、女性解放の道は険しかった。

(2) フランス「女権史」の特徴——女性参政権の展開にみる「遅れ」

(i) 大革命期の「女権宣言」から今日にいたるフランスのフェミニズムの歴史を、女性の「権利」拡張の歴史という観点から振り返るとき、イギリス・アメリカなどの諸国とは異なった、いわば、フランス「女権史」の特徴を指摘することが可能である。まず、それは、フランスにおける女性の公権、とりわけ参政権の展開の「遅れ」の中に認められる。フランスでは、すでに一七九二年に世界に先がけて男子普通選挙が実施されたが、その後制限選挙制度が復活し、一八四八年から、成年男子について普通選挙制度が確立された。しかし、女性については、大革命期からの根強い請願運動の展開にもかかわらず、普通選挙権のみならず制限選挙権すらも認められず、二〇世紀半ばまで、女性は主権者市民としての政治的権利を行使しえぬままであった。フランスで男女の普通選挙制度が確立したのは、第二次大戦後の一九四四年四月二一日令、「解放後におけるフランスの公権力の組織に関するオルドナンス (Ordonnance du 21 avril 1944 portant organisation des pouvoirs publics en France après la Libération)」⁽¹⁾によってである。このオルドナンスの第一条は、領土の完全な解放の後遅くとも一年以内に、正規の選挙が実施されうる状況になってから憲法制定国民議会が召集されること、それは、現行法に定められた欠格条件のもとで、すべての成年フランス人男女によって秘密直接選挙で選出されること、を規定した。ついで、一九四五年四月の地方議会選挙、同年一〇月の制憲議会選挙において、実際に女性も参政権を行使したのち、第四共和制憲法(一九四六年一〇二七日憲法)の前文および第四条で参政権の两性平等が保障された。現行第五共和制憲法(一九五八年一〇月四日憲法)も、もとより「市民的・政治的権利を有する两性の成年フランス国民はすべて、法律の定める条件のもとで選挙人である」(第三条)と定めている。

以上のように、フランス女性が参政権を獲得したのは、「女権宣言」から一五〇余年の後であり、男子普通選挙制度の確立から約一〇〇年後のことである。この期間は、フランス国内での議論の経過からみて、余りにも長い。

また、主たる先進諸国における女性参政権の実現状況と比較すると、その「遅れ」は明瞭となる。すなわち、アメリカでは、一八六九年にワイオミング州で最初に女性の選挙権が承認された後、一九二〇年の合衆国憲法の修正によって、全州で男女同様な選挙権が確立された。イギリスでは、一九一八年に制限的な選挙権が女性にも認められた後、一九二八年に男女の同様な選挙権が実現した。その他の国でも、オーストラリア一九〇二年、フィンランド一九〇六年、ノルウェー一九〇七年、デンマーク一九一五年、ロシア一九一七年、カナダ・ポルトガル一九一八年、オランダ・アイスランド・ドイツ一九一八年、オーストリア一九二〇年、チェコ一九二二年、ハンガリー一九二五年、スペイン・ポルトガル一九三二年、ルーマニア一九三五年に、それぞれ、女性の参政権が確立されている。このようにみると、フランスはヨーロッパ諸国のなかでも女性参政権の実現がかなり遅い国であり、フランスに先行されたのは、イタリア（一九四五年）、アルバニア（一九四六年）、ユーゴスラビア（一九四七年）、ベルギー（一九四九年）、スイス（一九七一年）などきわめて少数であることがわかる。⁽²⁾

さらに、フランスで女性参政権が確立された後の、女性の政治参加の展開についても、①女性有権者の棄権率の高さ（戦後の選挙の殆どにおいて女性の棄権率が男性のそれを上回る⁽³⁾）、②女性議員数の少なさ（一九四五年当初に比して女性議員の率は減少傾向にあり、一九七五年では僅か一・五パーセントで、フランスはEC諸国のなかでは最下位であった⁽⁴⁾）、③女性の政治活動にみる保守的、非権力的性格⁽⁵⁾、などが指摘されている。

(ii)このように、フランスにおける女性参政権の「遅れ」は、女性と政治、女性と権力とのかかわりをめぐる重要な問題となっている。そして、今日では、世界的な女性問題研究の高まりの中で、法律学・政治学・社会学・心理学等の多くの分野でこの問題に関する調査・研究が続けられた結果、次のような諸原因が指摘されている。

まず、女性参政権獲得の「遅れ」については、大革命期から第三共和制期に至る女性参政権運動が、一部のフェニストには支持されたものの、一般大衆に受け入れられなかったこと、その背景には、女性側の無自覚と共に、男性側の非協力、とりわけ左翼政党等の日和見主義⁽⁶⁾が影響していたことが注目される。

次に、女性の政治活動全般に見られる「遅れ」の原因として、フランス社会における性的役割分担の観念の根深さ、および「政治は男性のもの」とする政治的能力・適性にかんする社会通念の存在を指摘することができる。このことは、後にみるような、フランス革命期の女性参政権否認論・女性の政治活動否認論が、一九世紀から二〇世紀にいたる女性参政権要求に反対する理論として、絶えず（公権力を担当する男性指導者によって）繰り返し援用されてきたことにも示される。⁽⁶⁾

また、フランス女性自身の内にも根強く存在してきたこのような通念については、とりわけナポレオン民法典における女性（とくに妻）の法的地位の低さと家族法制の展開が大きな影響を与えていることは、間違いない。このほか、フランス社会の基底にある宗教的要因、とくにカトリックにおける女性観の影響なども無視することはできないであろう。⁽⁶⁾

(1) このオルドナマンの正文は、L. Duguit, H. Monnier, R. Bonnard, *Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 7e éd., 1952, pp. 443-449 参照。ここには、女性の被選挙権も同時に保障され、「女性は、男性と同じ条件のもとで選挙人であり、被選挙人である」（第一七条）と定められた。

(2) A. Brimo, *Les femmes françaises face au pouvoir politique*, 1975, pp. 38-39.

(3) 国民議会選挙における女性の棄権率は、一九五一年二四（男性一七）パーセント、一九六二年三〇（男性一七）パーセント、一九六八年二七（男性一四）パーセント、一九七三年一五（男性一八）パーセントと、いずれも男性よりも高く、（但し、大統領選挙ではこの傾向は少し弱まる）Gisèle Charzat, *Les Françaises sont-elles des citoyennes ?*, 1972, pp. 17 et s.; A. Brimo, *op. cit.*, pp. 56 et s., ランヌの研究に依拠するマリモの見解では、棄権は疎外の徴

候であり、女性の棄権は、結婚状況、職業、宗教等の要因によって影響される。さらに、男女の人口比の相違（六五才以上の有権者数は、女性四〇〇万人、男性二五〇万人と女性の高齢者が多い）、生活条件等の影響も考えられろ。A. Lancelot, *L'abstentionisme électoral en France*, 1971, cité par A. Brimo, op. cit., pp. 59 et s.

(4) 一九四五年一〇月の制憲議会選挙では、定員五四五名中三五名の女性議員が当選、翌年一月の国民議会選挙でも定員六一八名中三九名（五・四パーセント）が当選した。しかし、その後は、一九五八年九名一・六パーセント、一九七三年七名一・五パーセントと次第に減少傾向にあった。一九七九年選挙では、多少回復して、四九一名中一八名で三・二パーセントを占めている。元老院では、もとより女性議員数は少なく、一九四六年から一九七五年までで通算しても三二名にすぎない。これに対して地方議会では、一九六五年二・三パーセント、一九七二年四・四三パーセントと、増加現象も認められる。A. Brimo, op. cit., pp. 85 et s.; G. Charzat, op. cit., pp. 88 et s.; N. Bensadon, *Les droits de la femme, des origines à nos jours*, 1980, pp. 118-119.

また、一九八一年にミッテラン大統領が就任して以後は、モロア内閣に六人の女性閣僚が含まれるなど、女性の政権への参加も強まっている。女性議員の比率も、国民議会五・七パーセント、元老院三パーセント（一九八二年現在）になったが、デンマーク三三・五、オランダ上院二一・三、下院一八、ベルギー上院二一・六（各パーセント）、等と比較すると、まだその数値は低く、EC諸国の中でも下位にあることと変わりはない。J. Mossuz-Lavau et M. Sineau, *Enquête sur les femmes et la politique en France*, 1983, pp. 12-13.

(5) 従来の研究では、この傾向が強調された。第五共和制下でも確かにこの傾向が認められるが、大統領選挙やレフモンダムの結果などでは、女性の保守的傾向は次第に弱まってくるのがわかる。A. Brimo, op. cit., pp. 67 et s.; G. Charzat, op. cit., pp. 24 et s.; Dogan et Narbonne, *Les Françaises face à la politique*, Cahiers de la Fondation nationale des Sciences politiques, 1972, pp. 83 et s.

(6) この点では、大革命期以来、一八世紀から二〇世紀を通じて民衆運動の理論的武器を提供してきたJ・Jルソーの民主権論・民主主義論が、女性の参政権獲得のために機能しなかったこと、それどころか、これら民衆運動の指導者たちにとって、神的存在であったルソーの女性観がむしろ「反フェミニスト」のそれであったことに注目する必要がある。後にみるように、フランス大革命期の憲法思想のなかでも、ルソーの影響をうけて人民主権原理を表明したモンタニャール・ジャコバン派の指導者（および一七九三年憲法）のなかにはフェミニズムの思想は殆ど認められない。ルソー

の女性観を最も端的に示す文献は『エミール』であるが、ここでは、女性の男性に対する劣位・従属的地位とその役割が本来「自然的なもの」であると見る見方から、女性の教育について次のよう述べられている。「女性の教育はすべて男性に関連させて考えられなければならない。男性の氣に入り、役に立ち、男性から愛され、尊敬され、男性が幼いきは育て、大きくなれば世話を焼き、助言をあたえ、なぐさめ、生活を楽しく快いものにしてやる、こういうことがあらゆる時代における女性の義務であり、女性に子どものときから教えなければならないことだ」(『エミール』今野一雄訳、岩波文庫、下巻二二頁参照)。このようなルソンの女性観と平等論、および市民社会の諸原理との関連は重要な検討課題であるが、ここでは立ち入ることができない。これについては、さしあたり、水田珠枝『女性解放思想史』一九七九年、三六頁以下を参照されたい。また、一九世紀のフェミニズム思想についても、続稿で検討する予定であるが、初期の社会主義者のすべてがフェミニストではなかったこと(フェミニストであったフリーエやサン・シモンらに対して、カベーやブルードンらが反フェミニストであった)なども容易に想起されよう。これについても、さしあたり、水田前掲書二四一頁以下を参照されたい。

(7) 最も女性参政権運動が高揚した第三共和制期において、もとより、右派議員は、家庭の死々夫権の終焉をもたらす等の理由で女性参政権に反対した。一方、左派議員も、女性の保守票をおそれ、女性の解放は反動的な潮流を有利にする等の理由で、これに消極的な態度であった。A. Brimo, *op. cit.*, pp. 51 et s.

(8) 一九世紀以降の女性参政権運動の展開と反対論についても、続稿で検討する。後にみる一九九三年一〇月のアマールの反対論が一言一句違わず援用されてくることについては、O. Dhavernas, *Droits des femmes, pouvoirs des hommes*, 1978, p. 308 以下、注目されたい。

(9) 本稿では、フランスのフェミニズムに対する社会的・宗教的・思想的要因等について詳細に検討する余裕はない。ナポレオン法典以後の家族法の展開等を含めて、以下の概説書を参照されたい。M. Albistur et D. Armogathe, *Histoire du féminisme française*, 1977; J. Rabaut, *Histoire des féminismes français*, 1978; 木村尚三郎編『自由の国の女たち』(世界の女性史5・フランスII)一九七七年(特に、関口 晃「妻としての女、母としての女」フランス夫婦法の変遷」一四九—二〇二頁)、アラン・ドッコー、山方訳『フランス女性の歴史』4、一九八一年、など参照。

(3) フランス女権史研究の課題

(i) フランス・フェミニズムの展開は、今日でこそ世界をリードするものとなり、妻の地位の向上をめざす家族法制の改正も一九六〇年代からの一連の民法改正と一九七五年の離婚法改正によって、一応終結した。女性労働者の労働条件の向上と雇用上の性差別撤廃をめざす労働法制の改正も、一七九五年の労働法・刑法改正から、一九七八年の育児休暇法制定、一九八三年の労働法・刑法改正（いわゆる雇用平等法の制定）を経て概ね完了した。一九八四年現在準備されつつある性差別禁止法の制定は、フランスが一九八三年六月に批准した「婦人差別撤廃条約」の要請する法制の整備を、さらに徹底しようとするものに他ならない。

これらの進んだ法制度は、同じく両性平等の実現をめざす多くの国にとって有効な検討材料であり、「婦人差別撤廃条約」の批准にむけて法制改革中のわが国においても、各方面から検討が進められている。これらのフランス法制のあり方が、多くの学問分野において、重要な研究素材であるだけでなく、フェミニズム運動の展開にとっても、フランスにおける運動の成果は恰好の手本であるといえる。

しかし、フランスにおける女性の権利の展開を歴史的に捉えるとき、以上のような進んだ部分以上に、フランス女権史の特徴としてすでに指摘したような「遅れ」の部分に、より大きな関心をはらわずにはいられない。大革命以来、長年にわたって、女性に市民権や参政権が認められなかったのは、何故か、ナポレオン法典における女性観が固持され、フランス社会に性的役割分担論が定着せしめられた要因は何か、女性参政権反対論に示されるような女性の本来の機能とは何か、政治や権力的職能は本性的に女性には不適合なのか否か、等々の疑問に対して、学際的研究にもとづく体系的な理論をもって答えることこそ、フランス女権史の研究課題であると思われるからである。そして、このような課題は、単にフランス女性参政権史研究やフランス女権史研究の課題には留まらない。選挙法制上の女性の地位と家族法制・労働法制・教育法制等諸法制上の女性の地位との関連、諸法制の背後にある社

会的・経済的・宗教的要因、さらには、社会通念としての女性の本性・機能、性による分業の問題など、広範かつ本質的な問題を含む点で、今日の女性問題研究にとっても重要な課題であるといえるであろう。

すでにふれたように、フランスでは、これらの諸問題に取り組むべく、学際的な研究が進められている。たとえば、女性と政治、女性と政治権力というテーマについては、女性参政権に関する歴史的研究所のほか、女性の投票行動や関心についての政治学的・社会学的研究も大いに取り入れられている。これに対して、わが国では、女性の権利の展開についての研究はまだその途にいたばかりであり、女性参政権史をめぐる歴史的研究も、女性の政治行動に関する政治学的・社会学的研究も十分ではない。しかし、女性参政権の実現状況や私法上の女性の地位等について、フランスと同じような歴史をもつわが国においても、これらに関する実証的研究が今後の女性学・女性論研究に寄与するものは大きいように思われる。

(ii)さて、筆者は、フランス憲法学研究、とりわけフランス革命期の憲法史研究に取り組むなかで、フランス革命における女性の権利の未承認の状況に注目し、世界に先がけて出された「女権宣言」について、研究を開始した。⁽²⁾

また、拙稿「フランス革命期の選挙権論」⁽³⁾「フランスにおける選挙権論の展開」においてフランス革命期以降の選挙法制と選挙権理論の展開を検討するなかで、制限選挙によって男性の間にも存在した経済的・政治的不平等の実態とそれを正当化するための法理論を明らかにした。⁽³⁾フランス革命初期の男子制限選挙法制のもとでは、後にみるように、市民資格を有する者のうち一定の納税要件等をみたす成年男子のみが「能動的市民」として（公務としての）選挙資格をもつとされ、その他の男性は「受動的市民」として未成年者や女性とともに排除された。そして、選挙権は権利であるという論拠によって男子普通選挙が実現した後も、女性は、主権者を構成する市民ではないとして選挙権を拒否されることになる。フランス革命以降二〇世紀前半までの選挙権理論の展開においても、問題とされたのは男性の選挙権であり、女性について絶えず別の論理が用意されていた。しかし、旧稿では、このよ

うな女性参政権論の展開に関する検討は留保せざるをえなかった。

そこで、本研究は、「女権宣言」を出発点とするフランス女権史の研究を継続し、かつ選挙権論の展開に関する旧稿を補足するという観点から、フランス女性参政権史研究を中心に、フランス女性の権利獲得・拡張の歴史を明らかにすることを目的とする。本稿は、その序説として、フランス革命期における女性の権利に焦点をあて、女性の政治的権利が拒絶された背景とその論理、および、最初のフェミニストとして名高いコンドルセやオランブ・ドゥ・グーリュその他の思想を検討するものである。

- (1) フランスのフェミニズムの展開については、前節の注(9)掲載の諸文献のほか、最近のフェミニズム運動の経過に詳し N.G. Guadilla, *Liberation des femmes: le M. L. F., 1981* 等を参照されたい。なお、最近のフランスにおける法制の展開や女性事情を紹介したものとして、林 瑞枝「フランスの女性と法」法学セミナー増刊『女性と法』、一九八四年、一三二頁以下、同「フランス・性差別克服への試み——法制化の進展と問題点」法律時報五三卷八号四五頁以下、大和田敦太「フランスの雇用平等法」法律時報五五卷九号一一〇頁以下、田端・茶置「フランスの男女雇用平等法」労働法律旬報一〇七八号二四頁以下、樋口恵子編『各国「女性」事情』一九八一年、六七頁以下（「フランス女性の現状」）などがある。

- (2) 拙稿「フランス革命と『女権宣言』」法律時報四八卷一号、一九七六年、六九頁以下を参照されたい。
- (3) 拙稿「フランス革命期の選挙権論——主権理論との交錯」一橋論叢七八卷六号、一九七七年、五四頁以下、「フランスにおける選挙権論の展開(一)〜(三)完」法律時報五二卷四号、一九八〇年、一八〇頁以下、同五号九七頁以下、同六号六五頁以下参照されたい。

なお、本稿では、フランス革命の構造や経過、および革命期憲法の諸原理について立ち入ることができない。これらについては、拙稿「ブルジョア革命と憲法」杉原編『講座・憲法学の基礎(第五卷)市民憲法史』(近刊予定)一頁以下を参照されたい。

二 フランス革命期における女性の法的地位

(1) 革命前夜の女性の法的地位と革命期法制の展開

最初にふれたように、封建的諸特権を廃棄して近代市民社会を確立したフランス革命は、女性を未解放のまま放置し、資本主義社会への転換のなかで、女性を性差別と階級差別という二重の差別のなかに追いやった。以前から長く女性を従属的地位のなかに留めてきた前近代的な家父長制度は、フランス革命によっても打破されず、カトリックの女性観は、革命後も維持された。さらにフランス革命の成果として制定されたナポレオン民法典によって、女性の従属的地位は一層強く固定された。こうして、フランス革命は、後にみるようなフェミニズムの夜明けという一面とは反対に、フランス女性の地位を革命前よりも低い状態にしたという一面をもつことになる。

①まず、私法上の女性の地位からみてみよう。⁽¹⁾

(i) 周知のとおり、フランス革命期以前のいわゆるフランス古法時代においては、全国に统一的に適用される私法は存在せず、各地域の慣習法によって異なる扱いがなされていた。その意味では、中世以降の女性の私法上の地位を画一的に論じることはできないが、フランス南部成文法地域においては、一六〇六年の勅令によって女性が保証人になることが許されていた。また、北部慣習法地域を中心に適用されていたゲンマン蛮人法のもとでは、婚姻によってそれまで父親のもとにあったムンディウム (mundium) が夫によって買い取られると考えられ、結婚した女性は、父親から夫の支配に移るとされていた。

夫婦の財産関係については、成文法地域に伝わる嫁資制と慣習法地域の共通財産制が特徴的である。もともとローマ法に属する嫁資制では、妻の持参財産としての嫁資のうち、金銭等の動産は夫の所有に属するものとされた。また、不動産については、夫は使用・収益権のみ取得し、たとえ妻の同意があっても譲渡や抵当権の設定等はできなかった。本来の嫁資設定者である妻の父は、娘が子なくして死亡したときは、嫁資の返還請求権を行使しえた。嫁資外財産については、妻はひき続きその使用・収益・処分権をもち、夫には何の権限も与えられなかった。一

方、パリ慣習法等における共通財産制のもとでは、婚姻によって生じる夫権（妻の人格・財産にたいする支配権）の効果として、夫は、妻の持分についても妻の同意なくして収益・処分する権限をもっていた。妻名義の特有財産についても、（不動産は妻の同意のない処分はできず夫の権限は使用・収益にとどまったのに対して）、動産については、夫が任意に処分する権限をもっていた。このような夫権の觀念は、アンシャン・レジーム末期には、成文法地域においても認められた。²⁾

このほか親権については、アンシャン・レジーム末期において次第に母親のそれが弱められ、慣習法地域に残っていた父母の平等な親権は廃止された。相続についても、慣習法地域においては、殆どの地域で、女性は大次三男と共に長子権によって差別され、次三男とも格差がつけられていた。遺言制度によって、法上の差別が存在しなかった成文法地域でも、事実上、次三男と女性は大次三男と女性に格差がつけられていた。³⁾

(ii)これに対して、フランス革命・前期（一七八九年—一八五五年）の法制は進歩的なものであり、特に家族法の分野では、女性の地位が著しく向上した。

まず、婚姻に関して、一七九一年九月三日憲法は、「法律は、婚姻を民事契約としてのみ考ふる。立法権は、出生、婚姻、および死亡が認定される方法を、全住民に対して差別なしに認める」（第二篇七条）と規定して契約的婚姻観と婚姻の還俗化を宣言した。これによって、従来、宗教上の秘蹟（sacrament）として教会法と教会裁判所の管轄に属してきた婚姻が、世俗法と世俗裁判所の管轄する一つの契約関係とみなされると共に、婚姻の手続き等に関する戸籍事務が、官吏の手に移された。さらに、一七九二年九月二〇日（二十五日）の戸籍に関するデクレは、男女をとわず二一才以上を成年と定めると共に（第四章一節二条）、出生・婚姻等の届出の際の証人には、成年女性もなることができるとした（第三章一条）。また、婚姻適齢を男子一五才、女子一三才として（第四章一節一条）、婚姻の要件を軽減し（成年者の婚姻には両親の同意不要、未成年の場合も、父、又は父が死亡・禁治産のとき母、

母も死亡等の場合最近親の親族五名の同意によるとした⁽⁴⁾（同三条以下）、民事契約による要式行為であることを明らかにした（第四章四節一条）。この他、従来、教会法によって禁止されていた離婚が、この戸籍に関するデクレおよび同日の離婚に関するデクレによって承認された。このデクレは、七つの法定原因による法定離婚のほか、当事者の合意による協議離婚、性格不和を理由とする（当事者一方の請求による）離婚など、広く離婚原因を認めた点で、六カ月間の別居によって即座に離婚を認める一七九四年四月二三日のデクレとともに、フランス離婚法史上で、画期的なものであった⁽⁵⁾。

親権についても、懲戒権の専断的行使が廃止されて家庭裁判所の介入を要するものとされたほか（一七九〇八月一六日のデクレ）男女とも、成年に達すれば完全に親権から解放された。相続法についても、革命・前期の法制は、一七九一年四月八日〜一五日のデクレ、一七九二年一〇二五日〜十一月一五日のデクレ等によって従来の非遺言相続における不平等を廃止し、長子と次三男子および男女間の平等を達成した⁽⁶⁾。

(四) ところが、以上のような法制度の改革は、フランス革命・後期からナポレオン民法典の制定に至る展開のなかで、（一部は革命前夜の状態で）後退する。

周知のとおり、フランス民法典の制定準備は一七九三年からカンバセレスらによって始められていた。ところが、テルミドール以後の反動期に入ると、女性に高い地位を認めていたカンバセレスの第一・第二草案が斥けられた後、従来の女性差別立法が再び台頭した。まず、一七九四年八月二日のデクレは、六カ月の別居を離婚原因として認める前記一七九四年四月二三日のデクレを廃止し、一七九五年九月二五日のデクレは、女子や次三男子の相続に利益を与えた一七九三年一〇月二六日の法律を廃止した。さらに、諸草案における女性差別規定の復活をへて、一八〇四年に成立したナポレオン民法典（Code civil de 1804, Code Napoléon）では、妻の無能力、夫権への従属を基調とする以下のような諸規定が定められた⁽⁷⁾。

まず、婚姻については、男性二五才女性二一才まで両親の同意が必要とされたほか、その年齢以上でも「尊敬証書 (actes respectueux)」の方式によって尊属の意見を求めることが義務づけられた (ナポレオン民法第一四八、一五二、一五三条)。妻は、「自己の家族の後見から離れると同時に夫の後見に服する」と考えられたため、夫の同意がなければ、裁判への出頭、固有財産の譲渡、債務の負担等の行為をなしえないものとされ、夫婦の共有財産の管理権も否認された (同二一五―二一七条)。また、貞操義務に関して夫婦の間に明らかな不平等が存在し、夫は妻の不貞を理由に離婚請求できた (同二二九条) のに対して、妻の方からは、夫が情婦を夫婦の共同生活に引き入れない限り離婚の訴えを提起することはできないものとされた (同二三〇条)。しかも、刑法は姦通罪の刑罰にも差を設け、妻の姦通は検察官の請求で三月～二年の懲役となりえたのに対して、夫の単なる姦通は不可罰、夫婦の共同生活に情婦をひき入れた時のみ、一〇〇～二〇〇フランの罰金が課せられることになっていた (刑法第三三七条・第三三九条)。(さらに、刑法第三二四条で夫が自宅で妻の姦通を目撃した場合は妻を殺害しても処罰されないことが定められたが、妻が夫を殺害することは許されなかった。また同三三七条により、夫は姦通した妻に禁錮・重労働の刑を課すことを要求できた)。離婚についても、法定離婚の原因が妻の姦通等のほか、夫婦の一方の他方に対する暴行・虐待・重大な侮辱 (同二二一条)、夫婦の一方が加辱刑判決を受けたこと (同二三一条) などに制限された他、協議離婚の要件は著しく加重された。また、親子関係については、親に対する尊敬義務が強められ、婚姻同意権や懲戒権、子の財産の用益権が父のみに与えられるなど、父母の親権に不平等が認められた (同三七三条・三七五～三八四条)。相続についても、革命・前期の立法によって一時的に確立されていた私生児の保護は廃止され (同七五七条)、妻の遺留分が認められないなど、不平等な法制が回復した。

以上のように、フランス革命期の私法上の女性の地位は、テルミドールの反動を境にして再び低下し、ナポレオン民法の定着によって、二〇世紀後半の民法改正にいたるまで、女性の従属状態を継続せしめたのである。

②では次に、女性の公法上の地位について、参政権を例にとってみよう。

(1) まず、一般的な政治参加の点では、アンシアン・レジーム下の身分制議会や地方の村会等の会合に女性が出席し、審議権・議決権を行使していたことが知られている。とくに、自らの資格で行動しえた未婚女性や寡婦のほか、有夫の女性も夫の代理として政治参加が認められていた。また、貴族など特権階層の一部の女性が宮廷政治に影響をもったほか、革命前夜において、一種の政治集会場と化したサロンで、スタール夫人やロラン夫人などが重要な役割を果たしたことは周知の通りである。

革命期においても、とりわけ一七九二年ごろから盛んになったパリのセクションにおけるクラブや民衆協会 (sociétés populaires) など、大都市の行政組織や民衆運動組織への女性の参加は活発であった。ところが、後に見るように、一七九三年秋の恐怖政治の開始とともに、多くの活動家が弾圧され、一七九三年一〇月三〇日のデクレによって、女性のクラブが閉鎖される。さらに、一七九五年には、女性の政治集会への参加を刑罰をもって禁止するデクレや女性の家庭復帰を命ずる法律が出されるにいたる。

(ii) 次に、女性の選挙権についても、アンシアン・レジーム下ではすでに一部の女性は実際に選挙権を行使していたことが知られている。それは、フィエフ(封地)をもった女性や、聖職者階層の女性(高位の尼僧)、一定のコレポラシオン(同業組合)に属する女性などであり、一三〇二年にフィリップ・ル・ベルが最初の三部会(全身分会議)を召集した時以来、特権身分の女性は各々、第二身分(貴族)・第一身分(聖職者)の代表選出に参加していた。各地の第三身分の代表選出に平民女性 (roturière) が参加していた事例もたくさん認められた。また、一七八九年四月二七日の三部会召集に関して公布された同年一月二五日の勅令は、特権身分の代表選出への女性の参加を認めていた。その第二〇条は、「(貴族身分に属する) 離別して財産を有する女性、未婚女性と寡婦、そしてフィエフを有する未成年者は、貴族身分において、代理官 (procureur) を介して代表されることができ、」と定め

ていた。また、同一二条は、両性からなる同業団体 (les corps et communautés) に対して、聖職者を選出する選挙会に議員または代理官を介して代表される権限を与えていたが、ここでは、いずれも、代理官等を介した間接的参加に制限⁽¹⁰⁾されていた。

これに対して、革命期の選挙法制は、すべての女性から、選挙権を剝奪した。まず、一七八九年二月一四日のデクレが市町村体 (地方共同体) 構成員の選挙人を各共同体の「能動的市民 (citoyens actifs)」と定め、ついで一七八九年二月二日 (一七九〇年一月X日) のデクレは、国民議会議員の間接選挙のために第一次集會に出席する能動的市民の資格として、一年以上カントンに住所を有する、二五才以上のフランス人男性 (Français) であること、三労働日相当価額の租税を支払い、僕婢すなわち被傭の奉公人の身分にないこと、という五条件を明示した。⁽¹¹⁾ 続く一七九一年憲法でも基本的にこの法制が承認され、男子制限間接選挙制が確立された。以後、一七九二年八月一〇日革命の成果によって能動的市民・受動的市民の区別は廃止され、一七九二年八月一九月の国民公会選挙で男子普通間接選挙が実現した。一七九三年には、モンタニャール憲法・ジロンド憲法草案等がいずれも普通選挙制を採用したが、女性の選挙権については、一部の要求をよそに、実現されることはなかった。ついで、フランスで最初に人民投票で成立した一七九三年憲法が未施行におわった後は、一七九五年憲法のもとで再びフランス市民の要件に租税条件が課され、男子制限選挙制が復活した。

こうして、一七八九年七月以来、男性とともに革命を遂行し、ヴェルサイユへの行進など多くの場面で先頭にたってきたフランス革命期の女性は、(男子) 制限選挙制のもとでも (男子) 普通選挙制のもとでも、一貫して選挙権から排除された。このような選挙法制の背景には、一七八九年人権宣言・一七九一年憲法・一七九三年憲法等における「市民」の概念や選挙権理論の相違が重要な影響を与えていたため、次に、これを概観しておくことによ

- (1) アンシャン・レジーム期およびフランス革命期の女性の私法上の地位については、Ph. Sagnac, *La législation civile de la Révolution française*, 1898, p. 245 et s., 有地亨『家族制度研究序説』一九六六年、二二八頁以下、野田良之『フランス法概論・上巻』一九七〇年、五〇六頁以下、伊藤とみ子「ナポレオン法典における女性の地位」『九大法学』三二二号、一九七六年、四一頁以下、など参照。
- (2) 夫婦財産制については、上記のほか、関口前掲論文一四九頁以下、福地陽子「フランス法における夫婦財産制の変遷」『神戸法学雑誌』九卷一・二号、一九五九年、二七三頁以下、などを参照されたい。
- (3) アンシャン・レジーム末期の相続法制については、とくに稲本洋之助『近代相続法の研究』一九六八年、三一頁以下で詳しく検討されている。
- (4) 一七九二年九月二〇日(～二五日)の戸籍に関するデクランの正文は、Archives Parlementaires, 1ère série, t. 50, pp. 179 et s. (以下「A. P., l. s. …」略す)；「Décret sur l'état-civil des citoyens」, L. Cahin et R. Guyot, *L'oeuvre législative de la Révolution*, 1913, pp. 367 et s. 以下。
- (5) 一七九二年九月二〇日の離婚に関するデクランの正文は「A. P., l. s., t. 50, pp. 188 et s. 以下」。(なお、L. Cahin et R. Guyot, *op. cit.*, pp. 374 et s.; *Lois et Actes du gouvernement*, t. VI, pp. 266 et s. では「法律となつてゐる」) ちなみに、フランスでは、一八一六年に離婚が禁止され、一八八四年に裁判離婚が承認されたが、協議離婚を含む完全な離婚制度の復活は、一九七五年の法改正をまたねばならなかった。
- (6) 一七九一年四月八日のデクレ第一条は、以下のように定めていた。「無遺言相続人の間において、長子または次子の資格、性別または法定排除にもとづいて、直系あるいは傍系において生ずる従来の不平等はすべて廃止される(一項前段)」「その結果として、女子またはその卑属を男子または男子の卑属とともに相続する権利から排除する慣習法または法令の規定は、廃止される(二項)」。 (稲本前掲書一九八頁参照。) このほか、革命期の相続法制の展開について、稲本前掲書一四三頁以下が詳しい。また、諸条文につき、L. Cahin et R. Guyot, *op. cit.*, pp. 378 et s. 参照。
- (7) ナポレオン民法典成立の経緯および女性の地位については、伊藤前掲論文四一頁以下、関口前掲論文一六二頁以下、有地前掲書三三三頁以下、Ph. Sagnac, *op. cit.*, pp. 369 et s. などを参照。
- (8) A. Dessens, *Les revendications des droits de la femme, au point de vue politique, civil, économique, pendant la Révolution*, 1905, (Thèse, B. N. 89F17699) pp. 23-25.

(6) Ibid., p. 25.

(9) Ibid., p. 26; A. Brimo, op. cit., pp. 39-40.

(11) 一七八九年二月三日のデクレの正文は、A. P., l. s., t. II, pp. 191 et s. 参照。訳文は、『一七九一年憲法の資料的研究』一九七二年、九八頁以下参照。

(2) 「人権宣言」と女性の市民的・政治的権利

(1) すでにふれたように、一七八九年人権宣言（「人および市民の権利の宣言」）は、すべての人間の「権利の平等」を宣言したが、実際には、女性に対して、男性と同等なすべての権利を保障したわけではなかった。

「人権宣言」では、その名称にも示されるように、「人 (homme) の権利」と「市民 (citoyen) の権利」が明確に区別されていた。まず、前者の「人の権利」とは、第二条（「すべての政治的結合の目的は、人の自然的で、時効によって消滅しない権利の保全にある」）で規定されたいわゆる自然権を意味しており、その具体的内容は、「自由、所有、安全、抵抗〔の諸権利〕」である。これらについては、第四条（自由権についての一般的規定）、第七（九条（安全＝人身の自由の規定）、第一〇と一一條（表現の自由の規定）、第一七条（所有権の規定）で定められていた。また、後者の「市民の権利」については、第六条で法律制定に参与する権利・等しく公職に就任する権利が、第二四条で租税について決定する権利等が定められていた。その他、第一一條後段では演説・著述・出版の自由がすべての市民の権利と解され、第二三条では市民間における租税の公平分担が掲げられていた。⁽¹⁾

(ii) これらの諸権利の主体として女性が度外視されていたことは、まず、後者の、市民の政治的権利において明らかであった。

すなわち、一七八九年七月と八月の人権宣言制定期に示されたムニエ、シェイエスらの主要な草案や報告において女性の権利の問題に言及されなかっただけでなく、実際に政治的権利を行使する市民を「能動的市民」に限定す

る構想のなかで、女性は、公務に参加する能力・資格のない子供、外国人、「公的施設の維持に貢献しえない者」と共に、除外されていた。シェイエスは、「すべての市民が〔公権力の形成に能動的役割をはたす〕能動的市民であるわけではない。少なくとも現状では女性や、子供、外国人、さらに公共施設の維持に貢献していない者は、公的問題に対して能動的な影響を与えるべきではない。…公的組織のために貢献〔納税〕する者だけが社会的大企業⁽²⁾の真の株主ともいふべき者である。彼らのみが真の能動的な市民、社会の真の成員である」と述べてこのことを明らかにしていた。こうして、政治的権利を行使することによって公権力の形成に参加する真の市民・社会構成員としての能動的市民とは異なって、受動的市民とは、結局のところ、社会状態において自由・安全・所有などの自然的権利を享受する主体（シェイエスの表現によれば「身体・財産・自由等について保護をうける権利」⁽²⁾）だけをもつ者」と同視されていたことがわかる。

(四) ここでは、女性は、未成年者や非納税者（男性）らと同様に、いわゆる納税者株主論によって選挙権を排除されていたが、私法上の行為能力さえ十分に認められてこなかった女性の従属的地位からしてそれが容易に正当化されえたことはいうまでもない。さらに、一七八九年—一七九一年の選挙法制のもとでは、広範に認められた「市民」の資格（一七九一年憲法第二篇二条）が選挙人の資格と一致しなかったこと、男子制限選挙制を正当化する理論として、選挙権の行使を公務と解して選挙人の資格の決定を国法に委ねる「選挙権公務説」がとられたこと、この理論は、一七九一年憲法下の「国民 nation 主権」原理と結合していたこと、などを理解しておく必要があるであろう⁽³⁾。すなわち、一七九一年憲法下では、主権者としての「国民」とは全国籍保持者と考えられたため、観念的には、未成年者や女性も主権者であった。しかし、主権者に本来、主権を行使する能力がないために、主権の保持者と行使者とが分離され、国民と一定の外国人に広く認められた「市民」の資格は、選挙人の資格と直接結びつかないものとされた。こうして、国法によって選挙という公務の執行を委ねられた能動的市民のみに、この権能が制

限されえたのである。

これに対して、一七九二年八月一日のデクレは、「フランス人（男性）の間の能動的市民と非能動的市民との区別は、廃止される⁽⁵⁾」として、奴婢の地位にない、一年以上の居住要件を満たす二才以上のフランス人男性に第一次集会での選挙権を認めた。また、一七九一年憲法と異なって「人民 People 主権」原理を表明した一七九三年憲法の下では、主権者としての「人民」とは「フランス市民の総体」とされ、主権の保持者と行使者が分離されない結果、すべての市民に選挙権・法律制定権が与えられた。普通選挙制が採用された背景には、選挙権の本質を主権者の権利と考える「選挙権権利説」の立場があった。ところが、こんどは「市民」の要件について、「フランスに生まれ、居住する二才以上のすべての男性」および一定条件を満たす成年の外国人男性であると定められていた（一七九三年憲法第四条）ため、未成年者や女性は当然に主権者⁽⁶⁾市民の地位から排除された。なお、ここでいう外国人のための要件とは、フランスに一年以上居住し、満二才以上で、フランスで自己の労働によって生活し、又は「土地」所有権を取得し、又は、フランス女性と婚姻し、又は養子を取り、又は老人を扶養する外国人、あるいは、立法府が認定した外国人である⁽⁶⁾。したがって、祖国のために男性と共に闘ったフランス女性は、フランス憲法のうちで最も民主的といわれる一七九三年憲法のもとでさえ、一年以上居住した外国人よりも低い地位におかれていたといえることができる。

さらに、一七九五年憲法は、又しても、この「市民」概念の操作により、一七九三年憲法と同じく「市民の総体」を主権者とする原理を表明しつつ、男子制限選挙に基づく「国民 nation 主権」原理を採用しえたのである。ここでは、「市民」の要件として、年齢（二才以上）・居住要件（一年以上）の他に「直接税を支払う」という租税条件が挿入され（一七九五年⁽⁶⁾共和暦三年憲法第八条）、以前の能動的市民よりも枠を多少拡大された成年男子のみが主権者⁽⁶⁾選挙資格者とされた。したがって、女性・未成年者は勿論、租税条件を満たさない成年男子さえ

も、「市民」の資格を失うこととなった。さらに、一七九五年憲法が「市民台帳への登録」という要件を追加したことは、後に、(共和暦一二年憲法第一六条などによって)読み書きの能力や一定職業に従事することの立証を要求すること、一層「市民」の範囲を狭めることに貢献した。⁷⁾

- (1) 一七八九年人権宣言の正文は、L. Duguit, H. Monnier, et al., op. cit., pp. 1 et s. 参照。
- (2) A. P., l. s., t. 8, p. 259. シュイェスの論理に「杉原泰雄『国民主権の研究』一九七一年、二四二頁以下、三輪隆「一七八九年の宣言における政治的権利(その二)」『早稲田法学会誌』二七卷二六〇頁以下など参照。彼の用法では、自然的・市民的権利(受動的権利)と政治的権利(能動的権利)とが対置されていることに注意を要する。
- (3) 当時の「市民」概念は「Decembre-Aloumier, Dictionnaire de la Révolution française, t. 1, p. 494; R. Carré de Malberg, Contribution à la théorie générale de l'Etat, t. II, 1922, pp. 240 et s. など参照。
- (4) 制限選挙制を正当化した「選挙権公務説」については、前掲拙稿「フランス革命期の選挙権論」『一橋論叢』七八巻六号五四頁以下、「フランスにおける選挙権論の展開(一)」『法律時報』五四巻四号一〇九頁以下を参照されたい。
- (5) 正文は、A. P., l. s., t. 47, p. 29 参照。
- (6) 一七九三年憲法第四条の正文は、L. Duguit, H. Monnier, et al., op. cit., p. 65 参照。なお、一七九三年憲法の主権原理に関する詳細な検討は、拙稿「フランス一七九三年憲法とジャコバン主義——フランス憲法とジャコバン主義研究(一)」『成城法学』一六号以降(連載中)でおこなう予定であるので、参照されたい。
- (7) 一七九五年憲法第八条の正文は、L. Duguit, H. Monnier, et al., op. cit., p. 76.

(3) 「女権宣言」と女性の権利要求の展開

以上のように、「人権宣言」以後の諸法制は、女性に「市民」資格を与えないことによって選挙権を否認したことをはじめとして、種々の権利を制約した。これに対して、女性の権利の実現を要求する「フェミニスム」の胎動が、フランス革命期に認められる。

ステファンの見解によれば、革命期のフェミニズムの展開は四つの時期に区分される。まず、第一期は、コンドルセやオランブ・ドゥ・グーシュによって、両性の平等が唱えられた黎明期である。ついで、民衆協会やクラブで現実に女性によって活動が実践された絶頂期、ロベスピエールやジャコバン・クラブとの反目が始まる斜陽期、最後が、国民公会において女性のクラブが閉鎖され、ナポレオン法典への基礎が⁽²⁾つくられた終焉期である。

(i) このうち、第一期の中心人物であるコンドルセは、一七九〇年に女性の市民権⁽¹⁾ (droit de cité) を要求して、フランスの男性のフェミニストのなかで重要な地位を占める。(彼の女性参政権論については、後に検討する。)

これに対して、「女性 (femme) 及び女性市民 (citoyenne) の権利宣言」(「女権宣言」⁽³⁾) を著わしたオランブ・ドゥ・グーシュ (Olympe de Gouges) は、一七八九年の「人権宣言」が、女性市民のみならず女性の (人間としての) 権利をも保障していないと批判したこと⁽⁴⁾ で有名である。このことは、少なくとも形式的には、「人権宣言」がすべての人間に自然的権利の享有を保障したようにみえることと反している。しかし、「女権宣言」が掲げた諸権利をみれば、グーシュが、これらの自然的権利についても形式的・実質的な保障を要求していることがわかる。すなわち、一七八九年人権宣言は、従来から理解されてきたように、人および市民の権利を男女ともに形式的に保障して封建的な身分的拘束からの自由・平等を実現したのではなく、人の自然的権利についても、市民の政治的権利についても、女性を形式的・実質的保障から共に排除していたと理解されていたのである。

この「女権宣言」は、一七九〇年九月に書かれ、一七九一年に公刊されたが、一七八九年人権宣言をもとに、権利の主体を女性と女性市民あるいは両性に変更する形で構成されていた。王妃マリー・アントワネットへのよびかけではじまり、一七カ条の宣言の前後に、前文と後書きが付されていた。

「女権宣言」第一条前段は、「女性は自由なものとして生まれ、かつ権利において男性と平等なものとして生存

する」と規定し、第二条は、「すべての政治的結合の目的」として保障される諸権利（自由・所有・安全・王政に對する抵抗）を「男性と女性の自然的権利」と明記した。自由の定義に關する第四条は、「女性の自然権の行使は、男性が加える不斷の暴虐以外の限界をもっていない。その限界は、自然と理性の法によって修正されなければならない」と書き改められ、従来の女性の権利の侵害が男性の暴虐によるものであるという認識が表明された。安全に關する第七・九条、精神的自由に關する第一〇・一一条でも女性の権利が明らかにされたが、とくに「女性は、処刑台にのぼる権利がある。同時に女性は、演壇にのぼる権利を持たなければならない」（第一〇条）、「思想および意見の自由な伝達は、女性の最も貴重な権利の一つである。それは、この自由が、子供に對する父親の嫡出關係を確保するからである」（第一一条）という文言は有名である。後者の、子の父親を明らかにする権利については、非嫡出子とその母親たる女性の法的救済を要求し、ひいては性の自由の保障を要求するものとして注目される。

さらに、第十七条は「財産は、結婚していると否にかかわらず (reunis ou séparés) 両性に属する。財産(所有)は、そのいづれにとつても、不可侵かつ神聖な権利である」として、両性の所有権を保障した。これは、言うまでもなく、婚姻中の妻の財産、および婚姻していない女性(離婚後の女性も含む)の財産を保障し、女性の經濟的獨立をめざすと共に、夫婦財産制度の改善を要求する立場に出ている。このことは、グーシェが、「男女の社会契約の形式」と題するパンフレットのなかで、夫婦財産の共有を基調とする夫婦財産契約の締結を主張していることにも示される⁽⁴⁾。

一方、女性市民の権利については、第三条で、「すべての主権の淵源は、本質的に国民にある。国民とは、女性と男性の集合に他ならない」と規定し、さらに前文で両性の平等な権力行使を表明したことを受けて、第六条で「すべての女性市民と男性市民は、みずから、もしくはその代表者を通じて法律の制定に参与しなければならぬ」と定めた。このほか、一七八九年人権宣言の内容にそつて、平等な公職就任権(第六条後段)、租税負担の平

等(第一三条前段)、租税の確認・決定権(第一四条)、公吏に対する報告請求権(第一五条)を女性市民にも同等に保障した。とりわけ、第二三条が、女性も男性と同じ賦役・労役に貢献することから、当然に、地位(places)・職業(emploi)・負担(charges)・位階(dignité)・産業(industrie)において同等に参与すべきことを明らかにしていたことが注目される。

(ii) 以上のような「女権宣言」は、フランス革命前夜から、三部会に対するカイエ(請願書)の中ですでに問題にされてきた女性の教育や職業、財産、離婚等への要求を⁽⁶⁾はじめて体系的に集約したものとして、フランスのフェミニズムの歴史に貴重な一ページを印した。オランブ・ドゥ・グージュは、一七八八年以降多くの政治的な文書を出版したが、あくまで文筆をとおしての活動家であり、直接にクラブなどの活動に参加することはなかった。

これに対して、革命期の多くの女性は、一七八九年一〇月のヴェルサイユへの行進で政治活動の先頭にたつて以来、革命の重要な担い手となり、一七九一年頃からパリなどの大都市を中心とするサン＝キュロット運動に参加していた。クラブや民衆協会(Sociétés populaires)、パリのセクシオンでの政治活動が活発になる一七九二年を頂点として、女性の権利要求運動もこれらの政治的基盤の上で着実に発展した。とくに「両性の博愛協会(Sociétés Fraternelles des Deux Sexes)」などでは、女性が男性の「受動的市民」とともに主導的な役割を果たしており、その他の多くのクラブでも女性が参加していたことが知られている。⁽⁶⁾グージュとならんで、フランス革命期のフェミニストのリーダーとして名高いオランダ人のエタ・パルム・デルダー(Eta Palme d'Aelders)も、文筆活動とあわせて、これらの民衆協会を基盤に、女性の権利を要求する運動を繰り広げた。⁽⁷⁾また、街頭活動で有名なテロアニユ・ドゥ・メリクール(Théroigne de Méricourt)は、女性も男性とともに武器をとって軍隊に参加することなどを要求した。⁽⁸⁾しかし、これらの三人は、いずれも政治的には穏健派に属したため、一七九二年八月一〇日の王政廃棄、一七九三年一月のルイ一六世処刑、六月のジロンド派追放を経て革命路線が左傾化すると、政治的対立に

巻き込まれて活動を終える。

その後、ジロンド追放からジャコバン独裁樹立にいたる一七九三年五月から一〇月の時期に活躍したのが、女性だけの政治結社である「革命共和婦人協会 (Société des Femmes Républicaines Révolutionnaires)」であり、その中心人物が、ポーリス・レオン (Poline Léon) とクレール・ラクソンブ (Claire Lacombe) である。⁽⁹⁾ 彼女らは、いずれもサン・キュロットの過激派リーダー「アンラジエ (Enragés)」の中に数えられ、ルクレール (Théophile Leclerc) らと共に民衆の先頭にたつて、食糧など経済的要求を展開した。ジャコバン修道院の一室にはじまった「革命共和婦人協会」は、常に会員二〇〇名を越える勢力をもち、アンラジエと共に急進的な要求を繰り返したが、やがてジャコバンの独裁権力と対立する。この協会は、一般にフェミニストの集団として理解されており、女性の権利要求に同調していたことは事実である。しかし、あくまで、女性問題よりも、当時の民衆運動の課題であった食糧・物価・社会扶助等の経済的・社会的問題が中心であり、会合のなかで女性の政治的権能について議論されたのは僅か二度にすぎなかったことも知られている。⁽¹¹⁾

(四) 以上のようなフランス革命期におけるフェミニズムの要求は、革命の直前から出現した女性新聞、パンフレット等の文筆活動や政治集会での活動を中心として、いわば議会外で展開した。しかし、そのうちのいくつかは、議会にむけて発せられ、あるいは直接に議会でも要求された。一七八九年十一月に国民議会に提出された「建議」⁽¹²⁾ は、男性の幸福が女性のそれから独立して存在しうるかを問題にし、両性の協働による女性の経済的な復権を求めていた。また、一七九〇年三月には、ムーレ夫人が議会に赴いて女性のための教育を要求した。一七九二年二月には、専制的な父権・夫権を廃する法律が要求され、オーベル・デュベネ (Aubert-Dubayet) が女性を「父と夫の専制的犠牲者」とよんだ。⁽¹⁴⁾ エタ・パルム・デルダーは、同年四月、女子の教育および男女二一才の成年の法定離婚法の制定、政治的権利における両性の平等などを議会に請願した。また、政治的権利の前提として、女性の市

民権も問題にされ、公民宣誓の権利が、一七九〇年に議會でとりあげられたこともあった。⁽¹⁵⁾

このように、女性の権利の要求は、教育、経済、政治的諸権利など広範囲にわたっていた。このうち、女性の私法上の権利については、すでにみたように、二二才の成年、戸籍に関して証人になる権利、離婚の権利などが一七九二年九月の法令で実現した。相続権についても、モンタニヤールの政權下で男女平等が一定程度実現された。また、一七九三年一月二日のデクレ等によって、一時的に非嫡出子の法的地位も改善されたが、一七九五年以降これらのうち殆どの法規が廃止され、改悪された。女子の教育については、モンタニヤール政權下に初等教育の両性平等を説くルペルチエの提案が採択されたが、中等教育については、一七九三年七月に否認され、一七九五年の公教育委員会決議もこれになら⁽¹⁶⁾った。女性の軍隊への参加の問題も、一七九三年四月に女性の除隊命令がだされて決着した。⁽¹⁷⁾

さらに、参政権については、すでにふれたように、モンタニヤール政權下においても女性の選挙権が認められなかっただけでなく、一七九三年一月三〇日のデクレによって、女性の政治結社が禁止された。これは、後にみるように、サンシキュロット、アンラジエがモンタニヤール・ジャコバンの独裁政權を批判し対立した段階で、女性のクラブを含む一切の民衆協会の活動を制限するという政策にでたものである。革命政府が樹立された一七九三年一月一〇日の前後に多くの民衆運動の指導者が反革命容疑によって処刑・弾圧されたが、その中には、ここでフェミニストとして名をあげたグーリュ（一七九三年七月逮捕十一月処刑）、コンドルセ（一七九四年三月二八日逮捕後自殺）、ラコンブ（一七九四年三月逮捕）、レオン（一七九四年四月逮捕）も含まれていた。その理由は、ジャコバンとの政治的対立であったことは否定できないが、女性の地位をめぐる見解の相違が無縁であったわけではない。ジャコバン独裁政權の反フェミニズムの立場は、一七九三年一月の議會での討論のなかで一層明らかになる。また、一七九五年五月のプレリアルの蜂起後、国民公会は女性のみの傍聴を禁止し、ついで女性の政治的集会

への参加を禁じるデクレを発した。さらに、同年五月二三日の法律は、「秩序の回復まで、すべての女性が各自の家庭に帰ること」を命じ、五名以上の女性が街路に集まっているのがみつければ、武力によって解散させられ、命令に従わない者はバリの秩序が回復されるまで逮捕されることが定められた。⁽¹⁹⁾このような「家庭復帰令」は、女性の集会やデモによる秩序の騒乱を抑えるという名目で発せられたが、その背景には、女性の性的役割分担の固定化がブルジョア政権の維持にとって必要であったことが窺える。では、次に、フランス革命期における主な女性参政権論をみた上で、議会内で支配的であったその否定論を検討することにした。

- (1) 「フェミニズム」の用語は、フランス革命期にはまだ存在しない。今日のような用法が出現するのは一九世紀であり、フーリエによるものとされる。(A. Brimo, op. cit., p. 16 参照。)なお、革命期以前の先駆的なフェミニズム思想としては、一六七三年の『男女の平等について』を著したプーラン・ド・ポラン(Poulain de la Barre)のそれがある。本稿では、立ち入ることにはできないが、これについては、フノワット・グルー、山口訳『フェミニズムの歴史』一三—四八頁、革命期以前の先駆者たちについて、A. Dessens, op. cit., pp. 27-46 を参照された。
- (2) W. Stephens, *Women of the French Revolution*, 1922, p. 15.
- (3) 原典は、Olympe de Gouges, "Déclaration des droits de la femme et de la citoyenne." *Les droits de la femme: A la Reine*, 1791, pp. 6 et s. (Bibliothèque Historique de la Ville de Paris, no. 965422) 以下、*LD*。LD は最近 A. N. Ponsard の編纂された資料集 *Les femmes dans la Révolution française*, 1982, EDHIS, t. 2, no. 36 に収録されている。なお、『女権宣言』の詳しい内容については前掲拙稿「フランス革命と『女権宣言』」、『法律時報』四八巻一号六九頁以下を参照された。
- (4) Olympe de Gouges, "Forme du contrat social de l'homme et de la femme", *Les droits de la femme: A la Reine*, 1791, pp. 17 et s.
- (5) 革命前夜の諸懇願のなかで、*Requête des femmes pour leur admission aux Etats-Généraux*, 1789; *Cahier des doléances et réclamation des femmes*, par Mme B. B., など、重訳は、J. A. Bray, "Feminism in the French Revolution," *American Historical Review*, LXXX, 1975, p. 45-47; M. Albister et al., op.

cit., pp. 223 et s.; A. Dessens, op. cit., pp. 118 et s. など参照。なお、革命期における諸願等の資料(英文訳)は D. G. Levy, H. B. Applewhite, M. D. Johnson, Women in Revolutionary Paris 1789-1795, 1979 及び収録された 5 号。

- (6) M. Albister et al., op. cit., pp. 232-234; J. Abray, op. cit., pp. 49-50; W. Stephens, op. cit., pp. 80-106; Isabelle Bourdin, Les Sociétés populaires à Paris pendant la Révolution, 1937, pp. 139 et s. など参照。
- (7) W. Stephens, op. cit., pp. 240-245; A. Dessens, op. cit., pp. 106-115 など参照。エマ・ハンム・テルター夫人 (エマ・マリア・トーン・マリアス Eita Palm van Aelders) の諸願等は、前掲資料集 Les femmes dans la Révolution française, 1982, EDHIS, t. 2, no. 32, 33 及び図録の 15 号。
- (8) W. Stephens, op. cit., pp. 252-258; Les femmes dans la Révolution française, 1982, t. 2, no. 40, 44; マン・リヤノン(西本記)『フランス革命期の女たち』(上) 一―四頁など参照。
- (9) 「革命共和婦人協会」について、後掲(10)・(11)注のほか、天野知恵子「一七九三年の革命婦人協会」『史学雑誌』九〇編六号、一九八一年、三五頁以下も参照。
- (10) W. Stephens, op. cit., pp. 258-270; R. B. Rose, The Enragés, 1965, pp. 56-72; Les femmes dans la Révolution française, 1982, t. 2, no. 43, 50; マン・リヤノン(西本記)前掲巻一五―一〇一頁など参照。
- (11) J. Abray, op. cit., p. 52.
- (12) 革命期の女性新聞とくわいせつ M. Albister et al., op. cit., pp. 230-232; E. Sullerot, Histoire de la presse féminine en France des origines à 1848, 1966, pp. 32 et s. など参照。
- (13) "Motions adressées à l'Assemblée Nationale en faveur du sexe", 1789, pp. 1-10, Les femmes dans la Révolution française, 1982, t. 1, no. 10; P.-M. Duhaet, Les femmes et la Révolution 1789-1794, 1971, pp. 54 et s.
- (14) J. Abray, op. cit., pp. 47-48.
- (15) Abray, op. cit., p. 55.
- (16) Ibid., pp. 53-54, 58-59.
- (17) A. Dessens, op. cit., p. 187.
- (18) J. Abray, op. cit., pp. 56-58. 女性「一七九五年五月三日(マン・リヤノン四頁) 衆議院の Loi qui enjoit aux

femmes de se retirer dans leur domicile, et ordonne l'arrestation de celles qui se trouveraient atroupées au-dessus du nombre de cinq, Bulletin des lois, AN 3, No. 147, pp. 6-7, (no. 840) 参照。また Duvergier, Collection complète des lois, t. 8, pp. 180 以下, 同前(トキマンヤ) Decret qui exclut les femmes des assemblées politiques, が記載されている。

三 女性参政権をめぐる議論

(1) コンドルセの女性参政権論

(1) 「最後の哲学者(フ、ロンフ)」⁽¹⁾とよばれたコンドルセ(Condorcet, 1743-1794)は、その呼名の由来どおり革命前夜に百科全書派哲学を学び、数学・経済学等にも秀でた貴族出身の才人であった。彼は、一七八七年にアメリカ革命の影響をうけて論述した「ニューヘブンのブルジョアからヴァージニアの市民への書簡」(Lettre d'un bourgeois de Newhaven à un citoyen de Virginie)⁽²⁾のなかで最初に女性の権利の問題にふれた。ここでは、個人の幸福が自然権の承認と自由な行使にあり、この権利が平等に享受され、両性も同じ法律に従うべきことが明らかにされた結果、女性の政治的権利を拒否しえないことが示された。コンドルセは、「自ら直接にであれ、自由にかにされた結果、女性の政治的権利を拒否しえないことが示された。コンドルセは、「自ら直接にであれ、自由にかにされた結果、女性の政治的権利を拒否しえないことが示された。コンドルセは、……もはや真の共和国ではない。……男性が、……自由な存在であることをやめてこれを奪われている国は、……もはや真の共和国ではない。……男性がその権利を持つのは、感性を備え(sensibles)、理性的な能力があり(capables de raison)、道徳的な思想をもつ存在としての資格においてではないか。とすれば、女性も全く同じものをもつはずであるのに、自由な憲法とよばれるの憲法でも、これまで女性は市民の権利を行使しなかった」⁽³⁾とのべて女性の選挙権を肯定した上、「この原則からすれば、法律は女性をいかなる地位からも排除しえないと考えられる」として女性の被選挙権をも肯定した。

翌年のエッセー「L'Essai sur la Constitution et les fonctions des assemblées provinciales」においても、この論文を發展させて市民の選挙権や立法府の構成を検討するなかで、彼は、選挙権が男女を問わずすべての市民に属することを主張した。(もともと、当時のコンドルセはチュルゴーら重農主義者の影響をうけていたため、ここでいう市民とは土地所有者のことであった。したがって、彼が主張したのは男女の制限選挙にすぎなかった。)

(四) ついで、コンドルセは、一七九〇年に「女性の市民権の承認について」(Sur l'admission des femmes au droit de cité)⁽⁵⁾という論文を発表して、「一躍フェミニストとして名をあげた。ここが、市民権〔「公民権」(droit de cité)とは、立法に参加する権利のことであり、選挙権はその帰結であった。〕⁽⁶⁾。コンドルセは、先の二論文のなかで明らかにしたように、選挙権を「理性的かつ感性的な(raisonnables et sensibles)存在」⁽⁷⁾としての資格に基づいて男性に帰属させているという考えから、同じ価値をもつ女性にも選挙権を付与することを強調した。この論文では、まず、啓蒙哲学者や立法者が女性を市民権から排除し、人類の半数から法律制定に参与する権利を奪うことで権利の平等原則を侵害したことを確認し、女性から市民権を奪うことができないことを次のように主張した。

「女性の市民権行使が不可能であると証明することは困難である。……男性の優位は、次の二点によってのみ主張されうる。まず、いかなる女性も、学問において重要な発見をなしとげず、芸術、文学等でその才能を証明してこなかったといわれる。しかし、おそらく市民権を才能のある男性だけに与えていると主張しえないことも確かだろう。さらに、いかなる女性もある種の男性ほど知識の広さや理性的能力をもたないことが付け加えられる。しかし、非常に聡明なごく少数の男性を除いたら、残りの男性と女性の間はまったく平等であることにならないだろうか。……この「少数の」優秀なクラスに市民権と公職担当能力を制限することは不条理なことである。とすれば、なぜ、大多数の女性より劣っている男性からはそれらを取り上げないで、女性からそれらを取り上げるのだろうか」と。

また、コンドルセは、女性を非理性的で正義の感覚に欠けるとする従来の見方や、夫への従属状態を市民権剝奪の根拠にする考え方を明確に否定したうえで、残る二つの反論について検討をおこなっている。まず第一は、女性が男性に対してもつ影響力 (influence) を恐れたものである。これに対して彼は、女性の政権への影響力の行使が秘密裏になされる方が公開討論のなかでなされるよりも危険であることを説く。第二は、女性に市民権を認める結果、女性の生来的な仕事 (soins) が放棄され、一般的な実利に反するという反論である。これについては、「いかなる憲法が制定されようと、現状では……公的問題に専念する市民は非常に少数にすぎない。女性を家事から引き離すことは、農夫を鋤から、職人を仕事場から引き離すと同様できないことである。……かくして、女性が国民議会の議員になりうるからといって女性がすぐに子供や家事や裁縫を放りだすと考えてはならない。女性ほど子供を育て、人間を鍛えあげる (former) のに適したものはいない」と答えている。

(四) 以上のようなコンドルセの主張は、革命期において多大な反響をよび、ジャーナリズムにおける論争を巻き起こした。⁽¹⁰⁾しかし、今日のフェミニズムの議論からするとその不十分さは否定できない。

コンドルセは、両性の権利における平等原則を確認し、従来の不平等の原因が本質的な性差に過ぎるものではなく、教育や社会的配慮の相違に由来することを説いた点で十分に説得力をもっている。反面、前記の反論のなかに示されたように、女性の育児・家事の役割を固定的なものとして捉え、女性の政治参加を付随的な職能としかみていない点に欠陥がある。女性の政治参加の能力が育児・家事のそれを超越した場合や女性自身が前者に専念することを望む場合には、以上のようなコンドルセの反論は、容易に論駁されることになろう。

また、コンドルセが、市民権・選挙権の基礎に理性的能力 (＝国家の意思形成に必要な能力) をおいていることは、基本的に首肯される。しかし、すでにふれたように、革命初期のコンドルセは、重農主義思想の影響から、一定の財産所有者の中にこのような能力を見いだしていたため、少なくとも一七八九年一月二日までは男子制限

選挙制を批判する立場には立てなかった（彼は、この日、被選挙人資格として要求されていた「銀一マールの制度」を批判し、以後制限選挙制に反対する⁽¹¹⁾）。したがって、この時点までは、女性の選挙権を承認する場合にも、無産女性に対する（階級的）差別を容認し、その権利を剝奪することになるはずであった。

もっとも、コンドルセは、他の多くの革命家と同様、一七九二年には共和主義的政治理念を確立し、明確に普通選挙制を要求していた。彼は、すべての市民が、性・人種・職業の区別なしに、法律の制定に参与し、選挙人であり被選挙人であるような民主的な共和国を組織することを望んでいた。しかし、一七九三年憲法の制定過程で、ジロンド派が多数を占めた憲法委員会を代表して憲法草案を起草した時、その草案（いわゆるジロンド草案）は、主権者としての市民の資格として、フランス領土に一年以上居住し、市民台帳に登録された二一才以上の男性であることを定め、選挙人の要件としてさらに三カ月の居住要件を付加していた（ジロンド憲法草案第二編一条、三条⁽¹²⁾）。すなわち、コンドルセ自身は、女性の市民権・選挙権を承認していたのに反して、ジロンド憲法草案では、男子のみの普通選挙制が定立され、コンドルセの演説でも女性選挙権の問題には一切言及されなかった。コンドルセが逮捕・自殺の直前まで執筆していた大著『人間精神の進歩に関する歴史的素描』にもフェミニズム思想が維持されていたことからすれば、ジロンド草案は必ずしもコンドルセ個人の理念が前面的に表明されたものではなく、さらに、コンドルセ自身、草案起草にあたって、委員の大勢の意向に妥協⁽¹³⁾したことが推察される。あるいは、このような妥協すなわち理念と政治的行動との隔絶のなかにこそ、彼のフェミニズムの最大の限界を認めるべきかもしれない。

しかしそれにも拘らず、コンドルセは、その公教育論・女子教育論と相まって、フランスのフェミニズム史上常に重要な地位を与えられてきた。とりわけ一九世紀以降の女性参政権論の展開に果たした役割は大きく、一九一四年には、一万人の女性がフランス学士院の彼の像の前で献辞とデモンストレーションをおこなっている⁽¹⁴⁾。

- (1) ノンヌ革命と女性運動の人物について L. Cahen, Condorcet et la Révolution française, 1904 年、参照せよ。また、ノンヌ革命の歴史について M. Albistur et al., op. cit., pp. 213-223; A. Dessens, op. cit., pp. 54-83 参照。
 - (2) A. Condorcet, O'Connor et M.-F. Arago, Oeuvres de Condorcet, t. IX, 1847, pp. 3-93.
 - (3) Ibid., pp. 14-15; M. Albistur et al., op. cit., p. 217.
 - (4) H. Archambault de Monfort, Les idées de Condorcet sur le suffrage, 1970, réimpression de l'édition de 1915, pp. 32-33.
 - (5) Oeuvres de Condorcet, t. X, 1947, pp. 121-130. この原文は、経緯を説き Les femmes dans la Révolution française, t. 2, no. 25 に於て説き及ぶ。
 - (6) H. Archambault de Monfort, op. cit., p. 67.
 - (7) M. Albistur et al., op. cit., p. 218.
 - (8) Condorcet, "Sur l'admission des femmes au droit de cité", Les femmes dans la Révolution française, 1982, t. 2, no. 25, pp. 3-4. (Oeuvres de Condorcet, t. X, pp. 122-123.)
 - (9) Ibid., pp. 10-11. (Oeuvres de Condorcet, t. X, p. 128.)
 - (10) M. Albistur et al., op. cit., p. 222.
 - (11) H. Archambault de Monfort, op. cit., pp. 159-160.
 - (12) シロン博士著、L. Duguin, H. Monnier, et al., op. cit., p. 36 参照。シロン博士著について H. Archambault de Monfort, op. cit., pp. 132 et s. 参照。
 - (13) M. Albistur et al., op. cit., pp. 221-222; H. Archambault de Monfort, op. cit., pp. 155-156.
 - (14) ノンヌ・シノー (口説) 前掲書七五頁以下参照。
- (2) その他の女性参政権論——ウィリアムズとギョモール
- 以上のような女性参政権論の影響は、一七九三年になると確かに議会内でも認められた。とくに、一七九二年一

○月から一七九三年六月に至る憲法制定期には、憲法委員会の公募にこたえて三〇〇以上の憲法草案 (projets) が寄せられたが、その中のいくつかは、女性の参政権を要求していた。なかでは、一七九三年一月に著されフランス語に翻訳されて国民公会で公表されたデヴィッド・ウィリアムス (David Williams) の草案および、ピエール・ギヨモール (Pierre Guyomar) のそれは検討に値すると思われる。

(i) まず、デヴィッド・ウィリアムスは、憲法制定にたずさわるため来仏し、一七九三年憲法制定の過程でシロンド派に協力した人物で、コンドルセ夫人のサロンに通い、コンドルセの思想の影響をうけていた。彼は、旧憲法を批判的に検討した草案 (Observations sur la dernière Constitution de la France avec des vues pour la formation de la nouvelle constitution.)⁽⁹⁾ の中で人権宣言の第六条に注目し、参政権についての年齢・性別・職業上の差別を問題にした。とくに女性の権利については、「女性の肉体、本来的任務 (destination)、仕事が、能動的市民としての多くの義務から女性を引き離しており、一般的見解によれば、結婚によって男女が一体となるため意見も一つになると解されている」ことを前提にした上で、少なくとも、これは、女性が未婚のままであったり、寡婦になった場合にはあてはまらないこと、したがって、夫の支配から独立している女性は、当然に選挙権をもつべきことが主張された。(この論法は、女性一般の政治的権利を直接主張するものではない点で、コンドルセのフェミニズムに比して相当後退したものであるといえる。もっとも、妥協によって女性参政権要求を保留したコンドルセに比して、議会での要求を貫いた点でウィリアムスの方を評価する見方も存在する。)⁽³⁾ また、彼は、女子教育の必要性を論じ、司法過程への女性の参加とりわけ女性間の争訟への女性裁判官の関与、男女間の争訟への男女同数の裁判官の関与なども要求していた。

(ii) 次に、ノール県選出の国民公会議員であったピエール・ギヨモールも、政治的平等を要求した草案 (Le partisan de l'égalité politique entre les individus ou problème très important de l'égalité en droits et de

l'inégalité en fait⁽⁵⁾を提出していた。これは、ウィリアムスの草案と同様、後の一七九三年四月二九日の国民公会で公表され、フェミニズムの弁護として言及されたものであり、コンドルセのそれよりも堅固な内容であった。

ギュヨマールは、まず、一七八九年人権宣言が女性には適用されないことを明らかにした上で、一方の性だけについて権利の平等を実現せしめる根拠、すなわち男性と女性の間の特徴的な差異を問題にした。彼は、あらゆる社会的差別は、人間の共通の利益にしか基づくことができないことを人権宣言第一条の自然な解釈であるとし、第二条に、女性も安全や財産を享受し、諸権利は共通のものであることを付け加えた。また、主権原理に関する第三条は、女性と男性からなる国民が主権者であることを意味すると解釈した。彼によれば、膚色の相違が性の相違と同様に主権からの排除を正当化しえないことから、「男性の女性に対する事実上の優越は、正義に反すると共に主権の侵害である」と結論される。ここでは、「主権者は、一般意思の表明あるいは社会契約に由来する協約としての法律を拒否し裁可する権利をもつのであり、……そこからすべての権利は義務を想定している。とすれば、直接的にも間接的にもその制定に参加していない法律に服従しなければならぬ女性の義務はどこにあるのだろうか?」⁽⁶⁾という論法で、社会構成員の半数〔女性〕の権利が奪われている状態が批判されたのである。

また、ギュヨマールは、人権宣言における市民の権利を当然に女性にも適用するという発想から、市民 (*citoyen*) とは別に女性市民 (*citoyenne*) という語を用いることを否定し、市民である女性もしくは娘 (*femmes ou filles de citoyen*) という用法を提唱した⁽⁷⁾。さらに、婚姻によって女性は男性に意見を代表されるという従来の支配的な考えを批判し、妻も配偶者と異なる意思をもちうることを明らかにした。彼にとっては、結局、女性が市民権⁽⁸⁾ 公民権 (*droit de cité*) を行使することが現実的な結論であり、この市民権は、主権行使の場である第一次集会において投票し審議することによって完全に獲得されるものであった。また、女性の被選挙権も争いなく承認されることも明らかにされ、地方の公職などの地位に女性がつくことも何等不都合はないとされた⁽⁹⁾。また、女性に市民権を

承認する際の暫定的処置として、女性の教育が向上するまでの一定期間は第一次集会を男女二つのセクションにわけること、また、女性が市民権⁽¹⁰⁾投票権・審議権を享受すると同時に刑事手続において女性も同等の責任を果たすことなども提言されていた。

こうして、ギュヨマールは、自由・平等に基礎をおく新たな共和制の誕生に際して、「人民主権」原理の実現という観点から、成年男女の政治的権利の実現を主張した⁽¹¹⁾。彼の理論は、まさに、人民の代表をその受任者 (mandataires) とみなし、選挙後も人民は主権者であることをやめずに法案の拒否、修正、裁可によって主権を行使すると解する点で、ルソーの「人民主権」論に依拠している。同じく「人民主権」を標榜しながらも、両性間の政治的不平等を放置し、男子普通選挙にしか到達しえなかったモンタニャール⁽¹²⁾ジャコバン憲法(一七九三年憲法)、ジロンド憲法草案等と比較すると、このようなギュヨマールの構想がはるかに進んだものであることがわかる。さらにこの点では、ギュヨマール自身が自説の拠所として掲げているルソーをも超えていることを認めなければならぬ。両性の市民的・政治的権利の平等を「人民主権」の立場から追求したギュヨマールは、その著名度に反して、コンドルセ以上にフランス革命期のフェミニストとして注目に値する人物であったといえよう。

- (1) A. Dessens, op. cit., pp. 88 et s. 参照。
- (2) 原文が A. P., I. s., t. 63, pp. 588 et s. 参照。
- (3) A. Dessens, op. cit., p. 83.
- (4) 原文が A. P., I. s., t. 63, pp. 591 et s. に掲載されているが、前掲資料集 Les femmes dans la Révolution française, t. 2, no. 45 に収録されている。
- (5) P. Guyomar 'Le partisan de l'égalité politique entre les individus ou problème très important de l'égalité en droits et de l'inégalité en fait', Les femmes dans la Révolution française, t. 2, no. 45, p. 3.
- (6) Ibid., p. 4.

- (7) Ibid, p. 11.
- (8) Ibid, p. 12.
- (9) Ibid, p. 13.
- (10) Ibid, pp. 18-19.
- (11) Ibid, pp. 14 et s.

(3) 議会における反対論

(1) 以上のような女性参政権支持論の出現によって、一七九三年四月から、それまでのコンドルセを中心とする旧憲法委員会にかわって憲法制定作業にあたった六人委員会が、女性の政治的権利についての検討を余儀なくされた。そして、一七九三年四月二十九日、市民身分に関する憲法案審議に際して、国民公会でこの問題に言及した。⁽¹⁾まず、委員会を代表して「市民の身分および諸権利行使の要件」について報告したランジュイネ (Lanjuinais) は、市民の定義に関して次のように述べた。「市民という語が想起させる一般的な概念は、市民団 (cité) のメンバー、すなわち国民の、市民的社会 (société civile) のメンバーという概念である。厳密な意味では、それは、政治的権利を行使し、人民の集会で投票することを認められた者、公職者を選出し、これに選出されることのできる者、一語でいえば、主権者 (membre du souverain) のことだけを意味している。こうして、子供、精神異常者、未成年者、女性、復権前の体刑又は名誉刑の受刑者は、市民ではなくなるだろう」と。⁽²⁾ついで、彼は、政治的諸権利の有無にかかわらず、市民的諸権利をもつすべての社会構成員を意味する最も普通の用法も示した上で、シェイエスによって与えられた能動的市民の概念を維持しようとした。しかし、いづれにせよ女性の政治的権利は承認されえないことを、ランジュイネは、次のように明らかにした。「ギュヨモールやロムなどいくつかの草案は反対しているけれども」委員会〔旧九人委員会〕は女性の選挙権を排除しているようにみえる。女性の肉体、その本来的

任務、その仕事が、多くの政治的諸権利と義務の行使から女性を遠ざけていることは真実である。そして、おそらく我々の現実の習俗、教育の欠陥が、少なくとも何年かの間は、その隔絶をなおも必要なものとする。もし、最も公正で最もよくできた制度が最も自然に適合しているとするならば、女性が、政治的権利の行使に召集されなければならないと考えるのは困難である。すべてを考えあわせると、結局男性も女性もそこからは何も得られないだろうと考えるをえない」と。³⁾

このような考えは一七九一年憲法下のものと同じであったが、これに対する反論もなく、国民公会は、市民資格に関する審議の延期を決定⁴⁾、結局、モンタニヤール政権下で新草案にそって成立した一七九三年憲法でも、女性参政権排除の考えは維持された。この次に、国民公会で女性の参政権が論じられるのは、一七九三年憲法の施行延期決定後の一〇月三〇日、ジャコバン独裁のもとで女性のクラブが禁止される場面である。

(ii) すでにみたように、革命期のフェミニズムの展開は、一七九三年秋のジャコバン独裁の樹立を機に、絶頂期から斜陽期に移った。すなわち、一七九三年夏までは「革命共和婦人協会」をはじめとする女性のクラブ・結社の活動も隆盛をきわめていたが、九月に入るとアンラジェの逮捕、反革命容疑者の処刑が続くなかで、次第にジャコバン対民衆運動、革命派対反革命派の対立が激化した。一〇月二八日には、赤帽 (bonnet rouge) に三色章をつけ武器を携帯した「革命共和婦人協会」のメンバーと他の女性集団との間に衝突がおこり、翌日、議会で女性の結社を禁止する動議が提出された。⁵⁾ この動議の検討を委ねられた保安委員会は、三〇日に早速デクレ案を上程し、「女性のクラブ・民衆協会は、いかなる名称のものもすべて禁止される(第一条)。民衆協会および自由な学術団体の会議はすべて公開である(第二条)」というデクレが即座に可決された。⁶⁾ その際に、アマール (Amar) が保安委員会を代表しておこなった次のような報告は、フランス革命期の議会内の反フェミニズム思想を凝縮したものととして注目される。

「当委員会は、①個々の市民や協会が、他の市民に、法律が命じていないことを強制することが許されるか
 「赤帽着用」の強制を意味する——筆者」、②パリの民衆協会に結集した女性の集会在り認められるべきか……とい
 う問題を提起した。これらの問題は、当然に複雑であり、その解決にはより一般的な二つの問題が先行しなければ
 ならない。それは、①女性は政治的権利を行使し、政治問題に積極的に参加することができるか、②女性は政
 治的結社あるいは民衆協会に結集して議決〔審議〕することができるか、という問題である。……そしてこれら
 の二点について、委員会は否定的な決定を下した。……まず、これらを明らかにしうるかかの考えを検討し
 よう。……①「第一点について、」政治を行うということは、法律によって公の事柄を規制し……たえず諸機関
 の行為を監督し修正することである。これが要求する仕事や資格を、女性は受け入れることができるのか。答え
 は一般的には否である。この評価を打ち消すような例もほんの僅かであろう。「また」市民の政治的権利とは、
 討論し、相対的な審議によって国家の利益に関する解決を引き出し、王政に抵抗することである。このような権
 利の行使に際して要求される精神的・肉体的な力を、女性ももっているのか。普遍的な意見はこの考えを斥けて
 いる。②「第二点について、」民衆協会の目的は、まず公的問題に関する敵のマヌーバを暴露し、個々の市民や
 公務員、立法府を監督することであり、また、共和主義の徳によって互いの熱心さを喚起し、政治的な法律の欠
 陥や改正についての公の奥深い討議によって啓発しあうことである。このような有益だが骨のおれる仕事に、女
 性は没頭することができるのか。否。なぜなら、女性は、本性(nature)によって求められているより重要な仕
 事に献身しなければならないからである。女性が自然によって宿命づけられている私的な任務は、社会の一般的
 な秩序に由来する。この社会的秩序は、男女間の差異の帰結である。各々の性は、それぞれ固有の職種につくよ
 うになっているのだ。……では、「男性が強健で活力に満ち、その体力・知力・能力が要求するすべてに適して
 いるのに対して」女性固有の特質とは何だろうか。その品性(mœurs)と本性が女性に任務を割り当てた。人

の教育を開始し、子供達の精神を公の徳にむかわせる……などすべてのことが、家事につづく任務である」と。
こうして、ここでも女性の政治的能力の欠如と本来的任務(家事と育児)が、女性の政治参加を否認する根拠として用いられた。さらに、アマールは、「女性の貞淑さ(honnêteté)は、公共の場が上がって男性と闘争し、人々の面前で共和国の公安にかかわる問題を討議することを許すのだろうか。……女性の本質的な内気さと、羞恥心が、家庭の外で自分の考えを表明することを許さない」と断言した。しかし、「あなた方は、フランス共和国において、女性が、その性のすべての美德の源である自制を捨て、家族の世話という仕事を捨てて、男性と同様に、弁護士席や演壇や政治集会にやってくるのをみたいと思うだろうか。……こうして、我々は、女性が政治に口を出す為に家庭を去るべきではないと考える」という叙述からすると、それは、女性の本質的な性格の問題ではなく、男性の願望に他ならないことがわかる。また、アマールは、女性の結社が危険であることの理由として、女性の教育の不足に加えて女性の熱狂しやすい気質をあげ、次のように結論した。「女性は、組織されることによって、公的問題にとって有害な、昂奮状態になり、情熱の激しさが錯乱と無秩序から生じせしめるものによって、国家の利益が犠牲になるといふことをつけ加えよう。女性は、公的な論争の熱心さに耽溺して、子供達に、祖国への愛でなく憎悪と偏見を教え込むだろう。したがって、恐らく、あなた方は我々と同様、女性が政治的権利を行使することは不可能と考えるであろう」と。ここでも、抽象的危険としての弊害の可能性を女性の特質と結びつけて固定的に解することで、女性の政治参加一般を否認する論理の飛躍が認められる。結局は、家庭における子供の教育と配偶者との意見の交換等を通じて間接的に社会に参加することが女性に与えられた「祖国に奉仕する手段」であるという考えによって、女性を家庭内の固定的な役割のなかに閉じ込め、直接的な政治参加の全面的否認を正当化しようとしたのである。ここには、先にみたウィリアムスのように、未婚女性や寡婦などに対する配慮もないことはいうまでもない。

さらに、ギュイマールのように、女性も主権者として当然に参政権を持つという考えは存在しない。このことは、すでにみたように、当時のジャコバン・モンタニャールの主権原理・選挙権論の限界として捉えることができ。この観点からすれば、その後のテルミドル派主導のもとで女性の政治参加が全面的に禁止され、家庭復帰令が出されたことは当然の帰結であったともいえる。女性の政治的能力や本来的任務（家庭責任）についての見解が以前どおりであったことに加えて、主権原理・選挙権論が一七九一年と同様、男子制限選挙を容認しうるものに変化したことで、受動的市民と同様に従属的地位にあった女性の参政権を排除することは、立法裁量上、何ら問題にはならなかったからである。

- (1) A.P., l. s., t. 63, pp. 561 et s.; A. Dessens, op. cit., pp. 83 et s.
- (2) A.P., l. s., t. 63, p. 562.
- (3) Ibid., p. 564.
- (4) Ibid., p. 567.
- (5) 一七九三年一〇月二九日の動議については、A.P., l. s., t. 78, pp. 20-21 参照。
- (6) A.P., l. s., t. 78, pp. 48-51 参照。
- (7) Ibid., p. 50.
- (8) Ibid., p. 50.
- (9) Ibid., p. 51.

四 小 括

以上のように、フランス革命期には、女性の権利についての自覚が生まれ、運動と結びついた点で、フェミニズムの胎動が認められた。しかし、フランス革命期のフェミニズム運動は、決して成功ではない。「革命期において

フェミニズムの運動がもっていた重要性と、女性問題の勝利のために闘ったすべての者の努力とを想起し、さらに、新しい思想に支えられた熱狂を考慮すると、女性が、望んだ成果を何ら獲得しえず、その解放の試みが成功の冠でおおわれるのを見る事ができなかったことに驚かされる」と、指摘されるとおりである。¹⁾

一般には、フランス革命期のフェミニズムは、その盛り上がりといくつかの重要な足跡にもかかわらず、敗北であったと結論される。そして、その敗北の理由は、次のようにまとめられる。²⁾

(i) まず第一は、フェミニズムの問題がなおも少数者の関心にとどまり、革命運動の主たる綱領にはならなかったことである。女性のクラブや民衆協会にしても、多くがフェミニズムの問題を論じていたわけではなく、革命期の有力な活動団体、例えば、ジャコバン・クラブなどに支持を見出すことはできなかった。(ジャコバン・クラブでは、女性の参加が制限され、男性会員との同席が許されなかったことが知られている。)

第二に、卓抜したリーダーがいなかったことである。この点では、アンシアン・レジーム末期から革命初期にかけて、サロンなどで力をもった有能な女性たちが、いずれもフェミニズムの担い手ではなかったことが注目される。(ジロンド派がそのサロンに集合したロラン夫人も殆ど反フェミニストであったし、共和主義者にサロンを提供したロベール夫人も、女性の家庭責任を理由に女性が全面に出ることを忌避していた。)

第三に、革命の主たる指導者であった男性のなかに、支持者がなかったことである。この点では、コンドルセは貴重な例外であり、ミラボー、シェイエス、マラー、ロベスピエールなど有力な人物がフェミニズムの運動に無視(あるいは反対)の態度をとったことが問題となる。また、民衆運動のリーダーや新聞などのジャーナリズムも、女性の権利の要求に必ずしも支持を与えてはいなかった。結局、フランス革命期のフェミニズムは、運動において孤立化を防ぎえなかった点で、戦略上・戦術上の誤りをなしたことが指摘される。

(ii) さらに、理論面でも、不十分さは否定しえない。革命期における女性の権利の要求は、すでにみたように、

一七八九年人権宣言を契機として、女性も、人間として当然、男性と同等の自然権をもつべきであるという認識に出發している。この点では、フランス革命の主要課題である特権社会からの身分的解放の要求について、女性も男性と同一の基盤に立つことができるはずであった。しかし、「人間としての権利」を要求する際にも、それと「母性としての女性の権利」とを切り離して考えることはできなかった。母性としての女性の特質とその論理的帰結を十分に明らかにしえなかつたために、反対に、反フェミニストたちに批判の糧を提供することになる。この点では、すでにみたアモールなどの議論が、すべて、母性としての女性が、まさにその故に家事・育児等の本来的任務をもち、その故に、政治参加には適さない特質をもつことを強調していたことが想起されよう。

また、女性の参政権など、権力のあり方と結びついた問題について、十分な理論を構築することができなかったことが問題となる。すでにみたように、革命初期には男性の受動的市民と共に女性の参政権が排除されたのである。「市民Ⅱ選挙権者」ではありえなかつた。一七九二年—九三年の男子普通選挙制下で（男性の）全市民が選挙権者となつた後も、女性は市民資格から排除され続け、一七九五年憲法下では、財産のない男性も女性と共に市民資格から排除された。このような選挙権、市民資格をめぐる法制は、すべて、主権すなわち国家権力の行使についてのブルジョワ的な理論を基礎にもつていた。したがって、女性の参政権論は、これに対抗する視点から、（すなわち、性差別に対する視点と同時に階級差別に対する視点から、）選挙制度の背後にある主権Ⅱ権力原理に向けて構築されなければならなかつた。しかし、このような視点をもちえたのは、すでに検討したギュエマールなどごく少数にすぎなかつた。また、市民権についても、コンドルセらが問題にした狭義のそれに対して、全社会構成員の受動的権利を意味する広義の概念がたえず混同され、「市民」の資格が各議会の指導者によって恣意的に決定されたことに対して、フェミニストの議論が対抗できなかつたことが指摘される。

もっとも、議会の指導者が用いた女性参政権排除の主たる論拠は、肉体的差異にもとづく女性の本来的任務論す

なわち男女の性的役割分担論であつたが、それに加えて女性の教育の欠如による能力的限界論も有効であつたことに留意する必要がある。この点では、一八世紀という時代の制約を承認せざるをえない。しかし、その後、一九世紀から二〇世紀にかけて女性の教育が向上し、労働による社会参加が進むなかでも、全く同じ議論が繰り返されてゆくことが問題となる。この意味では、はじめに述べたようなフランス女権史の限界、とりわけ女性参政権の実現の「遅れ」の問題は、フェミニズムの胎動期としてのフランス革命の経験をおえた一九世紀、二〇世紀の展開のなかで改めて問われることになるであらう。

(1) A. Dessens, *op. cit.*, pp. 184-185.

(2) *Ibid.*, pp. 185 et s.; J. Abray, *op. cit.*, pp. 59-62.

(つじむら・みよこ 本学専任講師)